



令和7年度 冬期 久留米市職員採用試験案内

任期付短時間勤務職員〔障害者対象（一般事務職）〕

《 任期付短時間勤務職員とは 》

任期の定めのある久留米市の一般職の職員で、給料のほか期末勤勉手当や通勤手当などが支給される、週30時間勤務の職員です。採用後は、いわゆる正規職員と同等の業務に携わります。

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職務内容	採用予定人員
障害者対象（一般事務職）	一般行政事務に従事します。	1人程度

- (1) 久留米市が同日に第1次試験を実施する「任期付短時間勤務職員（一般事務職）」との併願はできません。
- (2) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 受験資格

試験区分	受験資格
障害者対象 (一般事務職)	申込み日現在において、以下のいずれかに該当する人 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている人 イ 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳（愛護手帳など）の交付を受けている人、または知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障害者と判定されている人 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員等として過去に勤務したことがある人、または現在勤務している人も受験できます。ただし、任期付短時間勤務職員として現在勤務する人で、令和8年度に任期を有する人は受験できません。
- (2) 国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、4ページから記載しています。
- (3) 上記の受験資格があっても、地方公務員法第16条のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

令和8年1月5日（月）～1月16日（金）

- 電子申請の場合は、1月16日（金）午後5時15分までに正常に到達したものに限り受け付けます。
- 郵送の場合は、1月15日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

- ① 提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場

合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

原則、「電子申請」により申し込んでください。パソコンやプリンタが無い場合など、電子申請による申込ができない人については、「郵送」による申込も受け付けます。

※「持参」による申込受付は行いませんのでご注意ください。

- 電子申請する場合 久留米市公式ホームページの「職員採用情報」から、電子申請の詳細な手続きを確認して申し込んでください。**(スマートフォンやタブレット等からも申請できます。受験票・受験番号票の印刷時にプリンタが必要です。)**
- 郵送する場合
 - [1]①郵送用封筒、②返信用はがき(85円切手貼付)、③受験申込書・受験申込書の別紙(別紙は受験上の配慮を希望する場合のみ)、④受験票・受験番号票、⑤面接カードを準備してください。(③・④・⑤はホームページに掲載したものを印刷してください。印刷できない場合は、郵送請求が可能です。)
 - [2]②の裏に④を貼付し、表に受験票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。
 - [3]①の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、②(裏に④を貼付)と③と⑤を同封し、久留米市総務部人事厚生課あてに、**必ず特定記録又は簡易書留**で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。



(3) 受験票・受験番号票の交付

電子申請の場合は、各自、受験票・受験番号票の様式をダウンロードしてプリンタで印刷してください。受験番号は、1月20日(火)以降に、久留米市公式ホームページで公表しますので、申込者自身で確認のうえ、受験票・受験番号票に転記してください。

郵送申込の場合は、受理後に必要事項を記入して返送します。受験票・受験番号票が届かない場合又は紛失した場合は、1月20日(火)までに必ず久留米市総務部人事厚生課まで連絡してください。

受験票・受験番号票は、顔写真を貼って、受験票と受験番号票を切り離して、試験当日両方持参してください。

4 試験の日程及び会場 (障害者対象の試験は第1次試験で終了となります。)

区分	日時等		会場
第1次試験	基礎能力試験 適性検査	1月24日(土) 午前10時集合	久留米商工会館 5階 大ホール (久留米市城南町15番地5) 電話: 070-3267-9246 【試験当日のみ】
	面接試験	1月24日(土) 又は1月25日(日)	久留米公会館 (久留米市中央町23番地16) ※電話番号については、上記と同様です。

- (1) 面接試験は、1月24日(土)又は1月25日(日)に実施する予定です。集合時間や面接試験会場の地図については、後日ご連絡いたします。
- (2) 試験の日程及び会場は予定です。変更があった場合は、久留米市公式ホームページでお知らせします。
- (3) 試験の詳細なスケジュールは、第1次試験の試験当日に説明します。
- (4) 試験会場周辺の道路や店舗等の敷地内での駐車送迎等(待機含む)は、近隣の迷惑になりますので絶対にしないでください。

5 試験の方法及び内容

試験科目		方法・内容	所要時間
第1次試験	基礎能力試験	職員として必要な基礎能力について、高等学校卒業程度の択一式（マークシート式・記述式）による筆記試験	80分
	適性検査	職員として必要な適性等について、マークシートによる検査	40分
	面接試験	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定するもの	

- 点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、試験時間が一部異なりますので、受験申込書を提出する前に必ず人事厚生課まで連絡してください。
- 拡大文字を使用した試験問題を希望する人や、面接試験等において筆談及び試験官による個別の対応を希望する人、その他、受験に際して配慮を希望する人は、**「受験申込書」の受験上の配慮欄で「希望あり」を選択し、受験上の配慮希望欄（「受験申込書の別紙」）に具体的に希望する配慮事項を記入してください。**個別に相談します。なお、拡大文字の場合、通常の文字の大きさを基本的にこの大きさ（14ポイント）に拡大します。

6 試験当日に持参するもの

試験	持参品	受験票 受験番号票	HBの鉛筆（マークシート用） シャープペンシル・消しゴム	障害者手帳等
第1次試験（筆記試験）		要	要	不要
第1次試験（面接試験）		要	不要	要

- 試験中に使用できる時計は、計時機能のみのものに限りません。
- 試験時間中は、携帯電話やタブレット端末を含むすべての電子機器の使用を一切禁止します。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 第1次試験の合格者発表（最終合格者発表）

（日時）2月4日（水） 午前9時

（方法）合格者の受験番号を久留米市の公式ホームページに掲載するとともに、第1次試験の受験者全員に対して、その合否を郵送により通知します。

(2) 試験成績の開示

本人に限り、開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- 対象者 不合格者（すべての科目を受験した人に限ります。）
- 請求方法 「受験番号票」「本人であることを示す書類（運転免許証等）」を、久留米市総務部人事厚生課まで持参してください。
- 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- 開示期間 試験の合格発表の日から1ヵ月間
-



8 採用候補者名簿への登載及び採用日等

任期等
最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間任用されます。なお、業務の状況や勤務成績等に応じて、最長令和13年3月31日まで任期が更新される場合があります。

- 採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。
- 業務の都合により令和8年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和11年3月31日までの任期となります。

9 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それらに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- 公権力の行使に該当する職務
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- 公の意思の形成への参画に携わる職
市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

10 給与及び主な勤務条件

種 類	内 容
給与	給与月額：191,305円 諸手当：期末勤勉手当(4.65月分)、通勤手当、時間外勤務手当等あり。 年 額：1年目287万円程度、2年目以降318万円程度
勤務時間	1日当たり6時間の週5日勤務(週30時間)
休日等	原則、土曜日・日曜日・祝日・年末年始 ※配属部署により上記によらない場合があります。
休暇等	年次有給休暇、特別有給休暇、介護休暇、育児休業等があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
勤務地等	久留米市本庁舎その他総合支所などの出先機関等

(注) 上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。

11 受験申込み及びお問い合わせ先

久留米市 総務部 人事厚生課 〒830-8520 久留米市城南町15番地3 【電話】0942-30-9056(直通)【FAX】0942-30-9706 【E-mail】jinji@city.kurume.lg.jp【ホームページ】 https://www.city.kurume.fukuoka.jp/
